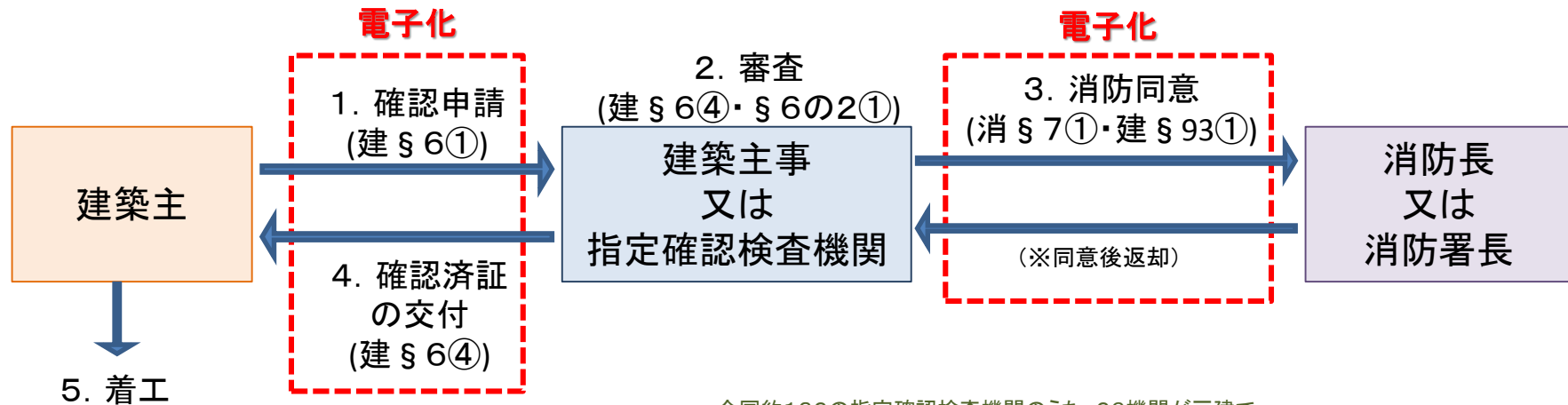


○建築主事又は指定確認検査機関は、確認済証を交付する前に消防長又は消防署長の同意を得る必要がある。
ただし、防火地域、準防火地域以外の住宅(長屋、共同住宅等を除く)については、消防長等へ通知することで良い。



全国約132の指定確認検査機関のうち、26機関が戸建て住宅を中心に電子申請を受け付け(平成30年時点)
確認申請件数 約55万件(平成28年実績)
(うち電子申請 約2万件)

確認申請及び消防同意の期間

(※不備がない場合)

	確認申請期間(1. ~4. の期間)		受理日	確認済証 交付日
		(消防同意期間) ※消防法、建築基準法など建築物の 防火に関する規定について審査		
建築基準法第6条第1項 第1～3号に係わるもの (特殊建築物や大きな建築物)	35日以内	(7日以内)	35日以内	7日以内
建築基準法第6条第1項 第4号にかかわるもの (その他の建築物(主に住宅))	7日以内	(3日以内)	7日以内	3日以内

5. 建築関係手続きのオンラインによる簡素化

- 「建築関係手続きの一層の簡素化」として、各手続きの更なるオンライン化を推進。
- 「事業者の利便性の向上」として、利用者目線でのオンライン化、特に行政や民間サービスとの連携の容易さを見据えた法人認証基盤の活用・API公開を検討。

建築関係手続きの事業改善課題



- ・紙媒体で書類を作成し、提出。

施策効果・利用者メリット

建築関係手続きの一層の簡素化

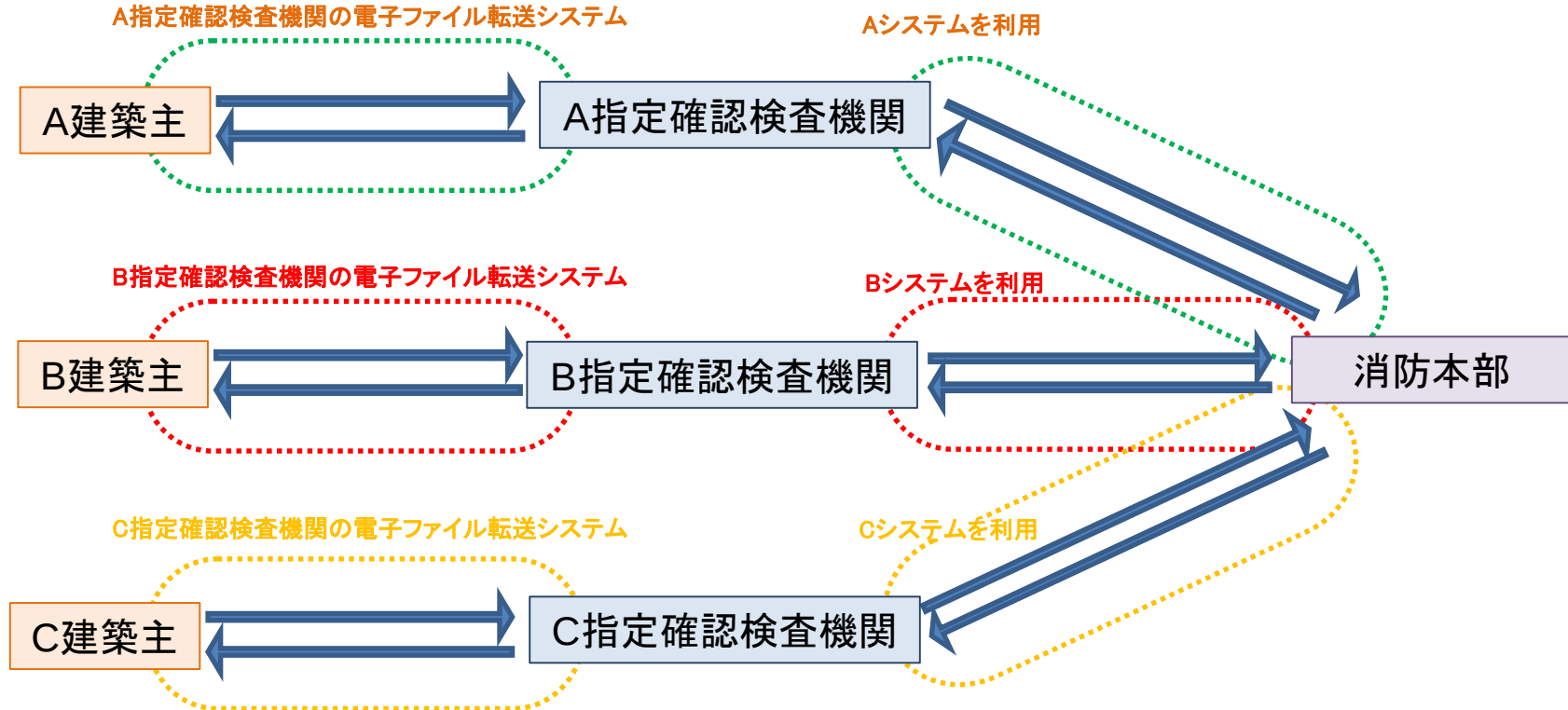
- ・建築関係手続きの更なるオンライン化を推進。
(オンライン化されていない手続きは2019年度を目途に実施。)
- ・手続きに関する事務処理、コスト削減。

事業者の利便性の向上

- ・利用者目線でのオンライン化、特に行政や民間サービスとの連携を見据えた法人認証基盤の活用・API公開を検討。
- ・建築関連の手続きに関する手間の削減。
- ・紙媒体で書類を作成するコスト・手間の削減。
- ・場所・時間制約からの解放。

消防同意の電子化イメージ(一例)
～指定確認検査機関の電子ファイル転送システムを利用～

指定確認検査機関が使用している既存の電子ファイル転送システムを
消防本部で利用できるようにする



導入コスト	導入までの期間	その他
消防本部の負担が少ない (既存設備を活用できれば負担なし)	早い (既存システム活用のため)	指定確認検査機関ごとにID/PASS等を使い分ける必要がある

消防同意の電子化について

消防庁の対応

- 消防同意の電子化に向けた検討の参考となるマニュアルを作成し、全国の消防本部に周知した。
(平成29年9月4日付け消防予第269号「消防同意等の電子化に向けたシステム導入対応マニュアル」の送付について)

消防同意電子化メリット

- 紙運用の場合、一部の消防機関では、消防同意依頼に係わる書類一式を消防本部と消防署などの間で運搬をしていたが、消防同意の電子化が進めば運搬業務が不要となり、消防同意にかかる日数の削減、作業効率の改善につながる可能性が高い。

<各消防機関の台帳システムに外部データが取り込める場合>

- ペーパーレスにより、保管場所の必要がなくなるため、保管場所がなく困っている本部は、課題が解消する。
- 消防同意事務において、紙運用の場合、消防職員が確認申請書や建築計画概要書等を見ながら台帳システムへ手入力する作業が発生していたが、消防同意の電子化が進み、確認申請書や建築計画概要書が電子データで受領可能となれば、台帳システムへ自動入力することができる。これにより、これまで入力にかかっていた時間の削減、誤入力防止につながる。



確認申請の電子化が進む中、消防同意の電子化についても取り組む必要がある。

消防同意の電子化に係る説明会を実施

消防同意の電子化に係る説明会

1. 日時・場所

平成30年10月16日(火)13時30分～17時00分 『埼玉県危機管理センター』
平成30年12月13日(木)13時30分～17時00分 『兵庫県庁西館』

2. 主な参加者

- 消防本部: 172消防本部259名
- 指定確認検査機関 (住宅性能評価センター、日本ERI、ビューロペリタス)
- 消防業務の支援システム事業 (NEC・沖電気工業・富士通・富士通ゼネラル、DTSWEST、日立、MJC)



3. 内容

- (1) 消防同意の電子化の概略 (消防庁・鳥取県西部広域行政管理組合消防局)
- (2) 指定確認検査機関からの説明
- (3) 消防同意のシステム業者からの説明
- (4) 質疑応答
- (5) デモンストレーション